福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘七十五	畑	除草、深耕又は反転耕及び地力回復措置	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘七十六	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百七十七	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百七十八	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百七十九	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百五十一―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百六十七	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百六十九	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百九十一―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百九十三―二	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二百九十三―三	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字楓沢七十六	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年三月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○防衛省告示第二百二十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月十三日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月十三日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十二月十三日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。